

常揀敗紙用其空白以暴殄天物爲戒

〔近世畸人傳二〕三宅尙齋 井妻女

尙齋の内人その徳尙齋にも勝れりとかや尙齋禁錮せらる、時母堂と子二人を婦人に托して金貳拾片を與へ母堂の奉養懇につとむべきよしを命ず後三年を経て放たれし時相まみえて舉家安全を喜ぶとき婦人彼金を出して尙齋に返す尙齋大に怒てこは何事ぞ如此ならば母君は窮し給ひしこと如何ばかりならん汝不孝の罪いふべからずと罵るに婦人徐に答て母君の奉養は心の及ぶ限盡し侍ぬ唯我身は人のために雇となりてせざる所なく其價をもて仕へ奉りし也此金はかく禁を許されたまはん時の用に返し申さんとたくはへぬとらはれとなり給ひてはさこそ苦しうおはしまさんに妻子の身として安くあらんものかはと思ひて吾等三人は冬綿の衣を身につけず夏蚊帳を室にたれずかれば母御の御爲にともしきことなかりしと語りしかば尙齋も大に感じて其勞を謝したりとぞ

〔愈の須佐美二〕長岡の君

野牧

民部少輔忠周

後土佐守忠軌

年若かりしに瘡疾のありしかば牧野備後守貞

通の長男忠敬を養子として家を繼しめられける駿河守に任ず長岡饒有の地にて富饒なりし

が中ごろ飛驒守

忠成

駿河守

忠辰

打つゞき驕奢なりしより衰しに前年大火に城焼て武具ことごとく

く焼失水損もありて困窮に至り上下難儀に及べり駿河守忠敬年十七これを深くうれひ儉約をはじめ家老の中私欲あるものを罪し諸役人を吟味しさて諸用を節約にして自身木綿服を著用し豆腐半挺を用ひて菜とし萬事これに準じて日夜心を盡されければ五年にして國も漸濕ひ家中の祿をも滞なく渡し民の窮するをも救はれければ諸人感心し士民の親みなづく事たぐひなし

〔雲萍雜誌一〕洛に須藤健十郎といふ人あり○中常に儉約を守ることを專人に教訓してみづか